

IV-59 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書(生活協同組合コープとうきょう) (※現: 生活協同組合コープみらい)

豊島区（以下「甲」という。）と生活協同組合コープとうきょう（以下「乙」という。）は、豊島区内に地震、風水害その他の災害が発生し、またはそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、相互に協力して円滑な救援・支援活動を行い、区民生活の早期安定を図るため、この協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、応急生活物資の調達と安定供給、ボランティア活動、生活情報の収集・提供等の救援活動を円滑に行い、もって被災者等の生活の早期安定に寄与することを目的とする。

（応急生活物資の調達と安定供給）

第2条 災害時に必要な応急生活物資の調達と安定供給を行うため、甲は乙に対して情報の提供と必要な要請を行うものとする。

2. 甲が乙に対し、応急生活物資を要請する際の細目については、別途定めるものとする。

（ボランティア活動の推進）

第3条 乙は、災害時における組合員のボランティア活動を積極的に推進し、甲の行う応急対策業務に協力するものとする。

（情報の収集・提供）

第4条 甲と乙は、災害時における物価の高騰等の防止を図るため、協力して情報を収集し、区民に対して迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

（防災意識の向上）

第5条 乙は、生協の活動を通じて、日常的に組合員の防災意識の向上に努めることとし、また、甲は乙に対して必要な協力をを行うものとする。

（その他必要な支援）

第6条 この協定に定める事項のほか、被災者に対する支援が必要な場合、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第7条 乙は、東京都以外を事業区域とする他の生活協同組合や日本生活協同組合連合会との連携を強化し、生活協同組合間相互支援協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

（協定事項の発効）

第8条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

（相互情報交換）

第9条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進し、また災害時において有効なものとするために、平常時から連絡を密にし、相互に情報の交換を行うものとする。

（協議）

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ決定

するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々その1通を保有するものとする。

平成8年3月27日

甲 豊島区
豊島区長 加藤一敏

乙 生活協同組合コープとうきょう
理事長 田中尚四